

(仮称) カインズ仙台泉店の届出概要

- 1 届 出 者 株式会社カインズ
2 届 出 年 月 日 平成29年5月31日
3 施 設 名 称 (仮称) カインズ仙台泉店
4 施 設 建 設 予 定 地 仙台市泉区高玉町9番113 外
5 床面積及び店舗面積

	床面積	うち店舗面積
店舗 (ホームセンター)	9, 538 m ²	7, 957 m ²
店舗 (飲食店)	922 m ²	922 m ²
合 計	10, 460 m ²	8, 879 m ²

- 6 用 途 地 域 第二種住居地域
7 営業を開始しようとする日 平成30年6月30日
8 集 客 予 定 区 域 新設予定地を中心とした半径3kmの範囲
9 利 用 見 込 み 人 数 一日あたり約9, 000人
10 事 務 手 続 き 等
・公 告 年 月 日 平成29年6月16日
・縦 覧 期 間 平成29年6月16日～平成29年10月16日
・地 元 説 明 会 平成29年7月22日
・市町村等からの意見書提出期限 平成29年10月16日 (公告の日から4か月)
・県の意見の通知期限 平成29年11月30日 (届出の日から6か月)

地元説明会の実施状況

開催日時	平成29年7月22日 (1回目) 午前11時から午前11時25分まで (2回目) 午後 2時から午後 2時20分まで
開催場所	(1回目) 仙台市泉区中央市民センター 研修室 (2回目) 富谷市東向陽台公民館 研修室
出席人数	(1回目) 4人 (2回目) 2人

質問事項 (1回目)	回答内容 (1回目)
カインズの説明をしてほしい。	この近隣でいうとケーヨーデーツーさんと同じホームセンターです。
飲食店舗もカインズが行うのか。	沿道施設として誘致したいと考えており、現時点では棟数も含めて未定です。
生鮮を扱うスーパーのような店舗はないのか。	飲料水等は扱いますが、生鮮を扱う計画はありません。
フットサルコートは屋根付きか。	屋根付きの計画です。
西側のカーチス跡地はどうなるのか。	本計画外であり、判りません。
質問事項 (2回目)	回答内容 (2回目)
南側団地から敷地内へのアプローチはあるのか。	西友の時と同じように、歩行者用の出入口を計画しています。西友は24時間営業だったため、24時間開放していましたが、カインズは24時間営業ではありませんので、営業時間後は閉鎖する予定です。
西側からのアプローチはあるのか。	ありません。
フットサルコートは、何面取っているのか。	3面取れるようです。
飲食店舗は。	フットサルコート側に飲食施設を設置することは確定ですが、他は棟数も含めて未定です。

市町村の意見

意見の概要	設置者の考え方
<p>仙台市（立地）</p> <p>当該特定大規模集客施設の設置にあたっては、以下の点について十分配慮されたい。</p> <p>一 本施設の計画地は、用途地域が第二種住居地域であるので、2棟以上の商業施設が駐車場の施設を共用することにより一体的な利用がされる場合、これら2以上の建築物の床面積の合計は1万㎡を超えることができないので留意されたい。</p> <p>なお、当該届出に係る図面を見る限り、一体的な利用がなされると見受けられるにもかかわらず、当該面積の合計が1万㎡を超えていると考えられる。</p> <p>一 交通、駐車場、騒音、緑化等の計画、工事、開店後の運営について、関係法令及び条例を遵守し、関係機関との協議を行うなど、適切な配慮を行うこと。</p> <p>一 周辺住民への周知を適宜行うとともに、住民より苦情、協議等の要望があった場合には、説明会の開催等、真摯に対応すること。</p> <p>また、届出書「3. 地域貢献活動の計画の概要」に記載の各項目を確実に実現するために、必要に応じ設置者側から関係機関に申し入れて協議を行うこと。</p> <p>（理由）</p> <p>関係法令を順守するとともに、コンパクトで活力あるまちづくり推進の見地より、当該施設が立地する地域は、周囲が住宅地であり、立地する企業にも地域住民等との協働が求められることから、地域の生活環境の保持に配慮し、また、地域貢献活動を行うことが必要であるため。</p>	<p>特定大規模集客施設の設置にあたっては、以下のとおり対応します。</p> <p>（1）本施設の計画については、仙台市と協議を行い、床面積の合計が1万㎡を超えることがないように、飲食テナント棟の範囲は別区域としました。飲食テナント棟は、単独の敷地割で各種関係法令や規定に適合するよう計画し、物理的に緑地等で他の区域と区分しています。</p> <p>引き続き、関係法令等の規定に適合した施設となるよう、関係機関と協議を進めます。</p> <p>（2）交通、駐車場、騒音、緑化等の計画、工事、開店後の運営について、関係法令及び条例を遵守し、関係機関との協議を行い、適切に配慮します。</p> <p>（3）周辺住民への周知を適宜行うとともに、住民より苦情、協議等の要望があった場合には、説明会の開催等、真摯に対応します。</p> <p>（4）届出書「3 地域貢献活動の計画の概要」に記載の各項目を実現するために、必要に応じ、関係機関に申し入れて協議を行います。</p>